

令和6年度第3回安城市自立支援協議会 次第

日時:令和7年3月21日(金)

午後2時から午後3時30分まで

場所:安城市役所本庁舎3階 第10会議室

1 委員長あいさつ

2 議 題

(1) 令和6年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について

……………資料1(P1~12)

(2) 日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価の改善策について ※非公開

……………資料2(P13)

(3) 日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価について ※非公開

……………資料3(P14~15)

(4) 日中サービス支援型共同生活援助評価の手引きについて

……………資料4(P16~24)

(5) 安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイド
ラインの改正について

……………資料5(P25~29)

(6) 安城市強度行動障害者事業費助成金要綱の改正について

……………資料6(P30~31)

安城市自立支援協議会委員名簿

(任期 令和6年6月1日～令和7年5月31日)

令和6年6月1日時点

No.	役職	氏 名	所属及び役職等	選任区分 (要綱第3条)
1	会長	カミヤ アキフミ 神谷 明文	安城市社会福祉協議会 会長	社会福祉関係者
2	副会長	イナガキ マモル 稲垣 守	安城市町内会長連絡協議会 副会長	地域住民関係者
3		オカモト マサヒコ 岡本 雅彦	安城市医師会 会長	医療関係者
4		イシジマ ナリアキ 飯島 徳哲	安城市医師会(精神) 医療法人純和会矢作川病院 理事長	医療関係者
5		ヒラカワ タロウ 平河 太郎	安城市小中学校長会 安城市特別支援教育推進協議会長	教育関係者
6		イケダ シンゴ 池田 真悟	愛知県立安城特別支援学校 教頭	教育関係者
7		オオクボ ミドリ 大久保 みどり	刈谷公共職業安定所 所長	雇用関係者
8		ゴトウ ケイコ 後藤 恵子	愛知県衣浦東部保健所 健康支援課 課長補佐	保健関係者
9		オオミ シンヒロ 大見 満宏	安城商工会議所 雇用労働委員長	企業等関係者
10		ツツキ マサコ 都築 雅子	安城市民生委員児童委員協議会 障害者部会 役員	地域福祉関係者
11		イナガキ ヒデオ 稲垣 秀夫	安城市ボランティア連絡協議会 会員	地域福祉関係者
12		カマグチ ノリコ 釜口 紀子	安城市身体障害者福祉協会 副会長	当事者団体を代表 する者
13		ハラ エミコ 原 恵美子	安城市手をつなぐ親の会 会長	当事者団体を代表 する者
14		ヤブチ トシヒコ 藪内 敏彦	安城地域精神障がい者家族会 「ぶなの木会」 会長	当事者団体を代表 する者
15		オガワ マサト 小川 正人	共生のまち部会会長	地域福祉関係者
16		オオタ タカシ 太田 崇	共生のまち部会副会長	地域福祉関係者
17		マキハラ シンスケ 牧原 信介	共生のまち部会副会長	地域福祉関係者
18		ヨシダ オオキ 近藤 尚樹	共生のまち部会とうじしゃグループ	障害者を代表する者
19		ヤマキタ ユウスケ 山北 祐介	地域生活支援拠点等コーディネーター	地域福祉関係者
20		ホンダ スミヨ 本多 純代	医療的ケア児等コーディネーター	地域福祉関係者
21		サノ キシコ 佐野 岸子		障害者を代表する者 (公募市民)
22		フジタ チエコ 藤田 千恵子		障害者を代表する者 (公募市民)

関係条例等・安城市自立支援協議会設置要綱

西三河南部西圏地域アドバイザー

氏名	所属及び役職等
スズキ ヤスヒロ 鈴木 康仁	ジェイアンドビー 代表理事

議題(1) 令和6年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について

●共生のまち部会

課題1	きょうだい支援について
これまでの取組内容	令和6年度6月下旬より共生のまち部会並びに各グループへ参加している事業所に向けてアンケートを実施し、共生のまち部会にてアンケート結果を報告した。令和7年1月の共生のまち部会にて講演をしてくれる講師の選定や講演日時、内容などを協議した。
今後の取組方針	令和7年度6月に、「きょうだい支援を広める会」の有馬様に講演をしてもらう予定。対象者は障害福祉サービス事業所職員及び一般の方。

課題2	人材確保ができる仕組み作りについて
これまでの取組内容	令和6年度6月下旬より共生のまち部会並びに各グループへ参加している事業所に向けてアンケートを実施し、共生のまち部会にてアンケート結果を報告した。アンケート結果から啓発活動に焦点をあて、令和6年12月にグループワークを行い、その結果を踏まえ協議するようにきかくけいはつグループに依頼した。また、きかくけいはつグループが行う啓発活動へはすべての障害福祉サービス事業所職員に協力してもらうことも確認した。
今後の取組方針	きかくけいはつグループに引継ぎを完了済み。

課題3	災害時情報伝達訓練及びその活用について
これまでの取組内容	令和7年2月の共生のまち部会にて訓練日や内容について報告。 訓練実施日は3月5日に行った。
今後の取組方針	災害時情報伝達訓練の結果を参考に報告内容の見直しを行うとともに事業所の管理者が災害時情報の伝達に限らず、日常的に他事業所との間で必要な情報を共有できるシステムの構築について検討する。

●とうじしゃグループ

課題1	メンバーの団結力を高める
これまでの取組内容	議題に入る前に、各メンバーのフリートークの時間を設け、今年度中に全員12名の自己紹介を終えることができた。 その結果、メンバー間の相互理解が深まり、とうじしゃグループの団結力の強化に繋がった。
今後の取組方針	メンバーのフリートークの時間を継続すると共に、全員が楽しめる交流会などを企画し、より一層の団結力向上を目指す。

課題2	メンバーの困り事を自分達で解決にチャレンジ
これまでの取組内容	1月のアンフォーレでの会議の事前ミッションとして、各自が①アンフォーレの貸出機で図書・点字図書を探す②バス停から車いすに乗っていると想定で3階健康推進室まで移動する。この体験をもとに、会議の場で困りごとを含めたそれぞれの感じたことの共有を行った。
今後の取組方針	今回感じた不便さを今後発信したり、今後も体験を共有して困りごとを抽出し、解決の糸口になるような話し合いを行っていく。

課題3	とうじしゃグループを社会に知ってもらおう
これまでの取組内容	アイシン職員、市役所プロジェクト推進室職員にアリーナ建設にあたって障害当事者としての意見等を伝えることができた。 あんぶくフェスティバルにて、とうじしゃグループの紹介パネルや障害体験ブースで参加者との交流で、社会へ知って貰えるような活動ができた。
今後の取組方針	イベントに参加したり、交流会などでとうじしゃグループを、より知ってもらえるような行動を起こす。 SNSなどの活用をして発信をして行く。

課題4	当事者を取り巻く仕組みについて知ろう
これまでの取組内容	共生のまち部会で、合理的配慮について投げかけられた時、翌月のとうじしゃグループ会議で合理的配慮と、障がい者差別について全員で討論をする機会が有り、その時に、当事者を取り巻く環境や仕組みについて考えることができた。 また、グループトークで「安城市のすばらしい制度」というテーマで話したグループもあった。
今後の取組方針	メンバーからもう少し話し合いを重ねたいとの意見が出ており、また学ぶ機会を定期的に設け知識を深めていく。

●けんりようごグループ

課題1	本人中心の考え方を啓発する
これまでの取組内容	権利擁護や本人中心の考え方を安城市全体に普及啓発するために、市内障害福祉サービス事業所を訪問する。けんりようごグループメンバーで分担し3年間で全事業所を訪問することを目標に、12月にスタートした。メンバー内で訪問先の役割分担して2月現在3カ所を訪問することができている。
今後の取組方針	今後も引き続き、訪問を続ける。その中で、事業所内のよいところや課題、さらに地域の課題も抽出する。その後、グループ内及び共生のまち部会で共有し粘り強く「本人中心」の考え方を啓発し安城市全体の権利擁護意識をエンパワメントしていく。

課題2	合理的配慮義務化について
これまでの取組内容	今年度から事業所に対して義務化された障害者差別解消法における「合理的配慮」等権利擁護について動画を視聴しメンバー間で意見交換を行った。
今後の取組方針	意見交換はおこなったがそれを周知啓発には至らなかった。引き続き、メンバー間で意見交換を行い共生のまち部会等での周知啓発にも取り組む。

課題3	虐待疑い通報の困難事例について
これまでの取組内容	虐待防止センターが受け付けた通報のうち対応が困難な事例に関して、けんりようごグループ内で個人情報に留意した上で検討を行った。
今後の取組方針	今後も個人情報には細心の注意を図りながら、対応が困難な事例について専門的な見地から検討を行う。

●くらしグループ

課題1	福祉用具を含めた介護技術の向上について
これまでの取組内容	居宅介護・グループホーム等の事業所に分かれてグループディスカッションをおこない、福祉用具の必要性、介護技術の課題抽出をおこなった。
今後の取組方針	入浴支援・福祉用具について研修をおこなっていく。

課題2	事業所間、人材の繋がり強化を図る
これまでの取組内容	居宅介護・グループホーム等の事業所に分かれてグループディスカッションをおこない、事業所の課題・悩みを話し合っていく。また、互いのサービスの課題やサービス内容の理解を深めるための意見交換をおこなった。また、合理的配慮について勉強会をおこなった。
今後の取組方針	今後も、グループディスカッションの時間を設け、互いの課題・サービス内容の理解を深めていく。引き続き、各事業所間の情報交換や連携の強化を図っていく。

課題3	くらしグループの会議へ参加率向上
これまでの取組内容	事前にくらしグループに所属する全事業所へ出席を呼びかけ、会議への参加意識を高めている。また、会議はオンラインと対面のどちらでも選択ができるように参加しやすい環境を作っている。新しく出来た事業所にも参加してもらえようように声を掛けている。
今後の取組方針	今後も、会議前に呼びかけを行い、参加意識を高めていけるように努めていく。

●こどもグループ

課題1	こどもグループに参加しやすい環境づくり ～地域で顔の見える関係づくり～
これまでの取組内容	・会議では発言をしやすいようにグループワークをおこなっている。 ・試験的に会議の開催を2ヶ月に1度に変更し、昨年度との参加率を比較する。 今年度参加者 5月24名・7月20名・9月17名・11月25名・1月16名 昨年度参加者 5月16名・7月19名・9月21名・10月17名
今後の取組方針	グループメンバーに次年度の開催についてのアンケートを行ったところ、今年度同様2ヶ月に1度の開催が良いとの結果となったため、そのようにしていく。

課題2	教育との連携を強化していく
これまでの取組内容	・5月1日に教頭先生との交流会を実施した。 ・来年度以降、どのような形で相互理解を深めていけるかを、学校教育課と相談中。
今後の取組方針	次年度8月16日に市内の特別支援学級の先生を対象とした研修会を学校教育課と協力して行う。福祉の考え方や放課後等デイサービスとはどのような所なのか話しをする予定。(講師:安あん太田・ぬくっこ古田を予定) 7月のわくわくミーティングにて同内容を発表し、最終調整を行う。

課題3	研修の実施
これまでの取組内容	・警察の協力を得て不審者対応訓練を実施。 実際に110番通報を行い、具体的な通報内容を知ることができ、今後の対応を考える機会となった。 児発と放デイでは職員の動ける時間に違いがあるため、10月11日は午前中、18日は夕方時間に時間設定をおこなった。 参加者数:11日29名 18日13名
今後の取組方針	次年度6月18日に強度行動障害の方への支援方法について職員向け研修実施。 講師:大府福祉会たくと大府管理者 林氏 今後、打ち合わせを行っていく。

●はたらくグループ

課題1	市内福祉事業所の周知、広報
これまでの取組内容	9月25日(水)に、安城市総合福祉センター2階の多目的ホールにて、「事業所紹介の会」を実施。 98名(内訳、当事者9名、当事者の家族64名、福祉関係21名、その他3名、未回答1名)の方に参加していただきました。
今後の取組方針	来年度以降も「事業所紹介の会」を含め、多くの方々に、市内福祉事業所も知ってもらえるような活動を検討していく。

課題2	一般就労を増やすために各ステージからのステップアップ検討
これまでの取組内容	はたらくグループ内で、グループワークを実施し、事業所間における情報の共有や、ステップアップに対して現状での課題の抽出。
今後の取組方針	支援者の支援力向上のため、事業所向けの勉強会の実施を検討していく。

●こころグループ

課題1	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の為に保健、医療及び福祉関係者の重層的な支援体制を構築する。 地域移行・地域定着支援の進捗状況の確認 今年度は進捗の報告と共有に加えて、地域定着支援での重層的な支援体制をテーマに事例検討等を行う。
これまでの取組内容	定例会議第1回(6月14日)、第2回(9月13日)を開催、第3回(12月20日)、第4回(3月14日)実施。 地域移行支援は1事業所により7名が利用。そのうち2名はグループホーム等へ入所。地域定着支援については現在1事業所にて34名が継続利用中。緊急対応にて25件。そのうち1名のかたの事例検討を実施。また精神保健福祉法改正による情報共有・意見交換等を行った。
今後の取組方針	次年度以降も継続して実施情報を共有予定。地域移行での病院から賃貸契約をしての住居確保の困難ケース。グループホームや高齢の親との同居からのステップアップ先の確保等。現状の支援の問題点や課題を共有・事例検討を行う。

課題2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の為に保健、医療及び福祉関係者の重層的な支援体制を構築する。 仲間活動・当事者同士の交流の場の検討 ・ワーキンググループにて交流会の企画
これまでの取組内容	(とうじしゃグループメンバーを含む)グループ内外の有志による企画として、精神障害のある人を対象とした当事者交流会を2月15日開催。前半は、3名の当事者のかたがご自身の体験談や思いをシンポジストとしてお話いただいた。後半は一般参加された当事者のかたたちとともに、グループにわかれて感想やテーマトークを行った。
今後の取組方針	精神障害者のリカバリーを目的とした、市内ピア活動活性化の場を構想し、今回の交流会はそのきっかけ作りを意図としている。これから参加されたかたたちのアンケートやご意見をもとに、当事者のかたたちの自主的な活動に繋げたい。

●きかく・けいはつグループ

課題1	自立支援協議会の情報発信
これまでの取組内容	自立支援協議会（共生のまち部会）の情報発信を行うため、市内就労系事業所へ HP や SNS の業務受託の可能性について意見聴取をした。その中で、受託可能と回答した事業所と意見交換を行い、希望とする情報発信の形と実現可能な範囲とのすり合わせを行った。 運用ルールの作成やコンテンツについて検討していく予定であったが、次年度予算化が難しく具体的な検討を行えなかった。
今後の取組方針	情報発信については別の方法を検討しなければならない。共生のまち部会からの依頼事項であり人材確保のための普及啓発活動とも絡めて検討を継続したい。

課題2	学生との協働
これまでの取組内容	愛知教育大学の学生にきかく・けいはつグループに参画してもらいながら、意見をもらう機会を作っている。また、令和 6 年 2 月 1 日に開催した「あんぷくフェスティバル」内で、愛教大の学生や市内高校の学生にボランティアで活動してもらえる機会を作った。また、企画のアイデアについても大学生と一緒に作った。 あんぷくフェスティバル当日は、愛教大学生含め大学生・高校生にボランティアに参加していただくことが出来た。参加した学生からも満足したとの声をいただいている。
今後の取組方針	引き続き学生との協働の機会を模索しつつ、安城市の障害福祉について興味を持って関わってもらえる機会を創出していく。

●きよてんグループ

課題1	強度行動障害者支援チームについて
これまでの取組内容	強度行動障害アンケートを安城市の事業所を対象にアンケートを実施した。45事業所から回答。強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践・指導)行動援護従事者養成研修修了者、実務者の人数。また、資格を取得する上で課題となること、安城市で支援者養成研修を行ったら職員を参加させたいか等のアンケートから見えた課題は強度行動障害の支援に関心がある事業所が少ない、強度行動障害の状態にある人に比べ専門性をもって支援をしている人が少ない、研修を受けるには費用が課題となる事が分かった。
今後の取組方針	強度行動障害支援チームを作るために安城市で強度行動障害研修が安価で受けられるように体制を整え指導者研修修了者を市内に配置できるよう検討する。また、複数の支援を持ちチームで支援する根拠を明確化する。強度行動障害者を作らないための予防策としこどもグループと課題を共有する。また、強度行動障害の状態にある人の受け入れ先を増やすために人材育成ワーキンググループと課題を共有する。

課題2	親亡き後を見据えた共生型サービス・基準該当障害福祉サービスの検討
これまでの取組内容	共生型サービス・基準該当福祉サービスとはどんなものかを共有。近隣市町村では西尾市が基準該当福祉サービスを実施しているため障害福祉課が情報収集。65歳前の難病の方が通所できる施設や入浴等のニーズがある事を共有。基準該当福祉サービスのニーズ、登録を希望する事業所がどのくらいあるのかを今後を検討するために高齢福祉課地域ケア推進会議の関連部会に説明予定。
今後の取組方針	地域ケア推進会議の関連部会に説明後、基準該当福祉サービスのニーズ、登録を希望する事業所数を確認し今後を検討する。

●そうだんグループ

課題1	特別支援学校、相談、障がい者施設との連携
これまでの取組内容	安城特別支援学校（高等部）進路担当教諭に、卒業に向けた進路の流れについての研修を依頼。11月のそうだんグループ会議にて実施する予定であったが、令和7年に新しい就労選択支援サービスが開始となることに伴い、進路の流れが大幅に変更になる可能性が高いとのことで、来年度の初めに延期することになった。
今後の取組方針	上記研修会を実施したうえで、相談員・事業所などの機関・学校・保護者で連携をスムーズに図る方法について検討していく予定。

課題2	個別事例からの地域課題の検討を行い、共生のまち部会と共有するとともに、相談支援専門員の質の維持・向上を図る。
これまでの取組内容	6月・11月は、各担当ケースから聴き取った「当事者の困りごと」について、10月は、「相談員が困っているケース」についてのグループワークを実施。各自の困りごとに対してグループ内で状況確認をしたうえで意見交換を行い、今後の支援に対しての助言や新しい情報について情報共有を行うことができた。 計3回のグループワークで集積されたものを「安城市の地域課題」として抽出し、12月共生のまち部会に提出した。
今後の取組方針	来年度以降も、個別事例から地域課題の抽出検討を行っていく。

●いけあグループ

課題1	医ケア児者に関わる関係機関の連携を強化し、支援体制を整備する。
これまでの取組内容	医ケア児支援対応フローチャートの関係機関を確認し、関わり方を検討中。 安城更生病院退院支援の流れや保健センターによる母子保健の状況について医療的ケア児等コーディネーターの勉強会を開催した。 在宅医療介護連携システム「このはネット」の活用をしていくために、医師と保護者に協力を依頼しシステムへの登録をおこなった。
今後の取組方針	市が示したフローチャートに基づいた関係機関と連携できるように、医療的ケア児等コーディネーターや受け入れ事業所について周知してもらえるようにする。

課題2	介護者が抱えている課題や不安を知り、孤立を防ぐ。
これまでの取組内容	医療的ケア児を抱える家族同士が、日頃の悩みや相談、情報交換できる機会として、昨年11月8日に家族交流会を開催し、次年度に向けた振り返りを行った。
今後の取組方針	保護者の参加を増やすために、次年度の開催案内時に今年度の交流会の様子をお知らせしていく。 内容については、保護者の要望を踏まえて検討していく。

課題3	医療的ケア児者の在宅生活を支える関係者への普及啓発を行う。
これまでの取組内容	看護学校3校に出前講座を計画し、これまで2校実施した。在宅医療と障害福祉サービスを受けながら生活を送る療養者の生活とその生活を支えるシステムについての講座を実施した。 残り1校は、3月に実施予定。
今後の取組方針	各専門学校の講座終了後、教務担当者とも協議をし、次年度以降の講座内容について検討していく。

●人材育成ワーキンググループ

ワーキンググループの目的、目標とするゴール	安城市障害福祉従事者（関係者）人材確保・定着・育成ビジョンを現実するためのロードマップに沿い、具体的な今後の体制を整える。そのために通年で取り組む研修の体制を整え、ビジョンを現実するための具体的な方策を取り上げる。
これまでの取組内容	メンバーで改めて安城市障害福祉従事者人材確保・定着・育成ビジョンやロードマップを確認する。今私たちが安城市で事業を構えている障害福祉従事者に求めていることは、権利擁護を重んじ支援者本意にならず当事者ご本人を中心とした支援ができる人材を育成していくことが急務であることの意味統一を図った。当面は、共生のまち部会の役員が中心となって、この内容に沿った研修プログラムを2回/年行うこととなる。

●日常生活用具給付ワーキンググループ

ワーキンググループの目的、目標とするゴール	安城市の日常生活用具給付制度について、基準額や耐用年数などが現状に合うように考えていくことで、利用者が福祉用具を活用しやすくなることが期待できる。 日常生活用具の給付について現状の課題を抽出し、近隣市及び先進的な取り組みを行っている市の情報収集を行い、当市の制度の課題点や改善点を取りまとめ、市に検討していただくことを目標とする。
これまでの取組内容	安城市の給付制度の内容を碧海5市や毎年検討会を実施している神戸市と比較検討。過去10年の給付実績や現在の標準価格も把握し、安城市の課題や改善点を検討した結果、約50種目の日具のうち約20種目について変更を市に提言した。

議題(4)

日中サービス支援型共同生活援助 (グループホーム)評価の手引き

初版

令和7年 月 日

安城市

安城市自立支援協議会

1 手引きの位置づけ

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第213条の10第6項において、自立支援協議会等に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び地域連携推進会議の報告、要望、助言等の内容等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと規定されています。

この規定に基づき、安城市においては、安城市自立支援協議会（以下「協議会」という。）が評価を行います。

この手引きは、基準を元に、協議会において日中サービス支援型共同生活援助の評価を適切に行えるよう、評価項目、評価指標等を明確にするものです。

2 日中サービス支援型共同生活援助制度導入の背景

共同生活援助が平成元年度に制度化された当初は、主に障害程度が中軽度の障害者の利用が想定されていましたが、入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、重度障害者の受入体制の整備が課題となってきました。このような課題を解決するための一つとして、平成30年度に、重度障害者への対応ができるよう、日中・夜間も含めた常時の人員体制を確保する類型として、日中サービス支援型共同生活援助が創設されました（参考：令和4年3月11日社会保障審議会障害者部会資料）。

このような背景から、基準で規定されている日中サービス支援型共同生活援助の基本方針では、介護サービス包括型共同生活援助の基本方針の違いとして、「常時の支援体制を確保すること」及び「家庭的な環境及び地域住民との交流の下で」という表現が盛り込まれています。

<基準第213条の3 基本方針>

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（下線部は基準第207条（共同生活援助の基本方針）との主な記述の違う箇所）

3 評価の目的

日中サービス支援型共同生活援助が入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、常時介護を必要とする人への支援ができる体制が整うこと、

また、24時間生活ができる施設であることから、家庭的な環境及び地域住民との交流の下、自立した日常生活又は社会生活を営むことができることに資することを目的とします。

なお、人員及び設備に関することは、愛知県による指定申請時及び運営開始後の運営指導時に問題があれば指摘がなされるものであるので、本評価では、主に運営についてを対象とします。

4 評価方法

- (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、安城市自立支援協議会（以下「協議会」という。）に評価依頼書を提出する。
- (2) 事業者は、協議会共生のまち部会運営会議（以下「運営会議」という。）のヒアリングを受ける。
- (3) 運営会議は、評価案を作成する。評価に当たっては、事業者が開催した地域連携推進会議での報告、要望、助言等についての記録も参考にする。
- (4) 運営会議は、必要に応じて、施設見学を行い、評価の参考とする。
- (5) 協議会において、前項の評価案に基づき、評価、要望、助言等を行う。
- (6) 事業者は、協議会から改善を求められた場合は、後日、改善策を協議会に報告する。

5 評価項目及び指標

項番	評価項目	評価指標(※)
1	介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならないが、そのための従業員の確保及び資質の維持向上ができているか。	・有資格者の確保 ・研修の実施内容
2	強度行動障害のある人、医療的ケアが必要な人等重度障害者の受入態勢が整っているか。	・強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修等の修了者数 ・強度行動障害者や医療的ケアが必要な人の受入実績 (1の評価指標も加味する)
3	調理、洗濯その他の家事等は、利用者 と従業者が共同で行っているか。	・共同作業の具体例
4	利用者について、特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整を適切に行っているか。	・連絡調整の具体例
5	利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	・金銭管理の方針
6	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保しているか。	・利用者の家族との連携の具体例 ・利用者とその家族との交流の機会確保の具体例
7	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を行っているか。	・地域のイベントへの参加実績 ・事業所主催イベントでの地域交流の実績 ・ボランティアの受入実績
8	短期入所については緊急受入の態勢が整っているか。	・地域生活拠点等として市の認定を受けているか。 ・緊急受入の実績
9	協議会の関係グループに積極的に参加しているか。	・くらしグループへの参加実績 ・きよてんグループへの参加実績

項番	評価項目	評価指標(※)
10	地域連携推進会議を、おおむね1年に1回以上開催し、当該会議での報告、要望、助言等の記録を公表しているか。	・地域連携推進会議の記録

※ 各項に記載の評価指標はすべて実施を求めるものではなく、総合的に評価する。

6 留意事項

- (1) 評価は、開所前に1回行う。事業開始後は、おおむね1年に1回程度行う。
- (2) 協議会における評価、要望、助言等は非公開とする。

7 様式

様式1 日中サービス支援型共同生活援助事業所に係る評価等依頼書

様式2 日中サービス支援型共同生活援助事業所 評価シート

様式I

年 月 日

(宛先)安城市自立支援協議会

日中サービス支援型共同生活援助事業所に係る評価等依頼書

次のとおり日中サービス支援型共同生活援助事業を運営していますので、評価、要望、助言等をお願いします。

(年 月 日現在)

□開設前 □開設後				
申請者	フリガナ			
	法人名			
	住所			
	電話			
	電子メール			
	フリガナ			
事業所の状況	代表者氏名			
	フリガナ			
	名称			
	所在地			
	事業開始日(予定)	年 月 日		
	定員数	共同生活援助の定員数 人 (男女別内訳等) 短期入所の定員数 人		
	人員配置	世話人	日中	人
			日中の常勤換算後	人
			夜間	人
			夜間の常勤換算後	人
		生活支援員	日中	人
			日中の常勤換算後	人
夜間			人	
夜間の常勤換算後			人	
利用者の内訳				

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	人	人	人	人	人	人	人
職員の内の有資格者等	社会福祉士				人		
	介護福祉士				人		
	強度行動障害支援者養成研修(基礎)修了者数				人		
	喫煙吸引等研修等修了者数				人		
					人		
					人		
					人		

添付書類

- ・評価シート
- ・地域連携推進会議の記録(開所前は除く)
- ・(開設前のみ)運営規定案、平面図、法人紹介資料

日中サービス支援型共同生活援助事業所 評価シート

事業所名

No.	評価項目	評価指標(※)	事業所回答欄	評価欄
1	介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならないが、そのための従業員の確保及び資質の維持向上ができていくか。	・有資格者の確保 ・研修の実施内容		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
2	強度行動障害のある人、医療的ケアが必要な人等重度障害者の受入態勢が整っているか。	・強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修等の修了者数 ・強度行動障害者や医療的ケアが必要な人の受入実績 (1の評価指標も加味する)		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
3	調理、洗濯その他の家事等は、利用者と従業員が共同で行っているか。	・共同作業の具体例		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
4	利用者について、特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整を適切に行っているか。	・連絡調整の具体例		☐ 問題なし ☐ 改善を求める

No.	評価項目	評価指標(※)	事業所回答欄	評価欄
5	利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	・金銭管理の方針		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
6	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保しているか。	・利用者の家族との連携の具体例 ・利用者とその家族との交流の機会確保の具体例		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
7	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を行っているか。	・地域のイベントへの参加実績 ・事業所主催イベントでの地域交流の実績 ・ボランティアの受入実績		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
8	短期入所については緊急受入の態勢が整っているか。	・地域生活拠点等として市の認定を受けているか。 ・緊急受入の実績		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
9	協議会の関係グループに積極的に参加しているか。	・くらしグループへの参加実績 ・きよてんグループへの参加実績		☐ 問題なし ☐ 改善を求める
10	地域連携推進会議を、おおむね1年に1回以上開催し、当該会議での報告、要望、助言等の記録を公表しているか。	・地域連携推進会議の記録		☐ 問題なし ☐ 改善を求める

※ 各項に記載の評価指標はすべて実施を求めるものではなく、総合的に評価する。

総評(評価、要望、助言等)

議題(5)安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドラインの改正について

項番	改正箇所	改正後	改正前	改正理由
追加	2(3)表中 訪問入浴の項 中支給量上限の欄	10回 ※他のサービスで入浴介助 を受けていない場合は14回	9回	利用者の 利便性を 図るため

安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドライン

令和7年4月1日

1 趣旨

本ガイドラインは、厚生労働省「介護給付等に係る支給決定事務等について（以下「事務処理要領」という。）」及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づき、本市におけるサービス等利用計画書及び障害児支援利用計画書を作成するためのガイドラインである。

なお、その改正にあたっては、安城市自立支援協議会そうだんグループにおいてサービス利用に関する事項を協議し、本会議で報告を経て決定した基準である。

2 サービス支給量等のガイドライン

※対象者区分の「児」は障害児（18歳未満）、「者」は障害者（18歳以上）とする。

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
居宅介護	児・者	国庫負担基準に係る単位数 ※1	1年
重度訪問介護	児・者		
同行援護	者（視覚）		
行動援護	児・者		
重度障害者等包括支援	児・者		

※1 国庫負担基準に係る単位数は、「支給決定年度の国庫負担基準」に準ずる（別表参照）。

② 日中活動系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
療養介護	者	当該月の日数	3年
生活介護	者	当該月の日数－8	3年
短期入所	児・者	7日	1年
就労移行支援	者	当該月の日数－8	1年 (2年間)
就労継続支援A型	者	当該月の日数－8	3年
就労継続支援B型	者	当該月の日数－8	50歳未満：1年 50歳以上：3年
就労定着支援	者	当該月の日数 ※利用開始に就労していることが わかるものを添付	1年 (3年間)
自立生活援助	者	当該月の日数	1年 (1年間)
自立訓練（機能訓練）	者（身体）	当該月の日数－8	1年 (1年6か月間)

サービス種別	対象者区分	支給量上限(／月)	支給期間
自立訓練(生活訓練)	者 (知的・精神)	当該月の日数-8	1年 (2年間)

※支給期間欄の()内は原則最大利用期間

③ 居住系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限(／月)	支給期間
施設入所支援	者	当該月の日数	3年
共同生活援助 (グループホーム)	者	当該月の日数	
宿泊型自立訓練	者 (知的・精神)	当該月の日数	1年 (2年間)

※支給期間欄の()内は原則最大利用期間

(2) 障害児通所給付

サービス種別	対象者区分	支給量上限(／月)	支給期間
児童発達支援	児	23日 ※2、※3	1年
放課後等デイサービス	児	23日 ※2	
医療型児童発達支援	児	23日 ※2、※3	
居宅訪問型児童発達支援	児	23日	
保育所等訪問支援	児	2日	

※2 日中一時との合算は25日／月

※3 合算は23日／月

(3) 地域生活支援事業

サービス種別	対象者区分	支給量上限(／月)	支給期間
移動支援	児・者	15時間	児：1年 者：3年
日中一時支援	児・者	10日：他の日中活動系サービス(短期入所を除く)または学校・会社等へ通所等している者 ※4 23日：他の日中活動系サービス(短期入所を除く)または学校・会社等へ通所等していない者	
地域活動支援センター (安城市地域活動支援センター事業実施要綱別表第3に掲げる事業所)	者	10日：他の日中活動系サービス(短期入所を除く)または学校・会社等へ通所等している者 23日：他の日中活動系サービス(短期入所を除く)または学校・会社等へ通所等していない者	児：1年 者：3年

サービス種別	対象者区分	支給量上限(／月)	支給期間
訪問入浴サービス	児・者 (身体)	<u>10回</u> ※他のサービスで入浴介助を受けていない場合は14回／月	

※4 児童発達支援又は放課後等デイサービスとの合算は25日／月

(4) 相談支援

サービス種別	対象者区分	モニタリング期間	支給期間
計画相談支援	障害福祉サービス受給者	【施設入所・療養介護以外】 新規または変更:毎月(3か月間) ※居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助 更新:3か月 ※上記以外 更新:6か月 【施設入所・療養介護】 新規または変更:毎月(3か月間) 更新:6か月	最短の支給決定サービス終了期間と合わせる
障害児相談支援	障害児通所受給者 (障害福祉サービスを併給する場合を含む)	新規または変更:毎月(3か月間) 更新:6か月 ※障害福祉サービスを併給する場合は3か月	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者	6か月	6か月
地域定着支援	単身及び同居の家族が疾病等のため、緊急時の支援が見込めない者	6か月	1年

3 他法との給付調整(障害者総合支援法第7条)

介護保険法に基づく介護給付、健康保険法に基づく療養の給付その他の法令に基づく給付のうち、自立支援給付に相当するものが行われた時は、原則として自立支援給付を行わないこととする(他法優先)。具体的には、事務処理要領に準ずるものとする。

4 例外的な支給決定

例外的に、本ガイドラインによらず計画作成を行う場合は、事前に、別途市との協議を経ることとし、協議のあった場合には、市は原則として自立支援協議会そうだんグループで協議を行い、協議内容を参考に市が支給決定を行う。

議題(6) 安城市強度行動障害者事業費助成金要綱の改正について

1 要綱の趣旨

著しい他害等のために障害福祉サービス等事業者による受け入れが極めて困難な強度行動障害者に障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、事業運営の安定化を図るために助成金を交付する。

2 改正理由

この要綱で定義する強度行動障害者は、令和4年3月23日開催の自立支援協議会において個別困難案件として報告した者である。短期入所を転々とする生活を送ってきたが、度重なる暴力行為により令和6年6月以降受け入れる短期入所事業所がなくなり、緊急措置として安城市社会福祉会館で寝泊まりする生活をしばらく続けた後、愛知県内の病院に入院した。その後、この者の受け入れを検討するグループホームが見つかり、グループホームに併設の就労継続支援B型事業所を含め体験利用を数回行っている。現在の要綱では共同生活援助(グループホーム)と就労継続支援は助成対象事業とはしていないので、新たに受け入れを検討している事業者が助成金を受けられるようにして支援を促したい。

3 主な改正内容

- (1) 助成金の交付の対象となる事業に共同生活援助及び就労継続支援を加える(下線部が追加する事業)。

区分	助成額
生活介護	1人につき1日当たり1,000円
短期入所	1人につき1日当たり5,000円
施設入所支援	1人につき1日当たり5,000円
<u>就労継続支援</u>	<u>1人につき1日当たり1,000円</u>
<u>共同生活援助</u>	<u>1人につき1日当たり5,000円</u>
日中一時支援	1人につき1日当たり1,000円

(2) 対象となる強度行動障害者の定義に次を加える。

暴言、自傷、他害、支援への抵抗、徘徊その他の社会適応を妨げる行動の程度が著しいことにより第3条に規定する事業を実施する事業所による受け入れが容易でないと安城市自立支援協議会設置要綱(平成19年2月1日施行)に規定する安城市自立支援協議会が認める者

(3) 対象となる強度行動障害者の定義から次の内容を削除する。

平成24年度以降に共同生活援助を利用し継続に至らなかった者

4 施行予定日

令和7年6月1日

令和6年度第3回自立支援協議会 正誤表

議題（4）日中サービス支援型共同生活援助評価の手引きについて

5 評価及び指標の表中項番5評価指標の欄

正 ・行政手続等の支援の方針
 ・金銭管理の方針

誤 ・金銭管理の方針